



# 教会が子どもの権利を守るために

聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル

部分改定について

日本カトリック司教協議会

2018年11月1日、日本カトリック司教協議会常任司教委員会にて『教会が子どもの権利を守るために 聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル』（2013年3月31日発行）の一部改定が承認されました。改定箇所は次の通りです。

目次の変更は以下のとおり

## 教会が子どもの権利を守るために

### 聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル

#### 目次

I. はじめに .....	2
II. 子どもへの性虐待とは .....	3
1. 子どもへの虐待 .....	3
2. 子どもへの性虐待とは .....	3
3. 違法性 .....	3
III. 被害を受けた子どものケア .....	4
1. 子どもに対する初期対応（含・保護者等） .....	4
2. 性暴力に関する基本的な知識 .....	5
3. 専門家による治療 .....	5
4. 保護者や教師のサポート .....	5
5. 通告義務 .....	5
IV. 被害者からの訴えがあった場合の対応 .....	5
1. 司教としての対応 .....	5
2. 第三者調査委員会 .....	7
3. 第三者調査委員会 .....	7
4. 告訴 .....	8
V. 訴えられた司祭への対応 .....	8
1. 調査後、訴えられた事実が判明した場合の対応 .....	8
2. 調査後、訴えが虚偽であることが判明した場合 .....	9
VI. 早期発見と再発防止のために .....	9
1. 司祭、修道者の初期養成と生涯養成 .....	9
2. 教会共同体における未成年者保護に関する教育 .....	11
VII. 継続的な取り組みのために .....	12

2.教区対応委員会

1. 司教としての対応 .....
2. 第三者調査委員会 .....
3. 第三者調査委員会 .....
4. 告訴 .....

#### 添付資料

子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ（2002. 6. 21）

### P3 II. 子どもへの性虐待とは

「3. 違法性」を以下の通り一部改定。(P3-23行目からP4-4行目まで)

#### 3. 違法性

子どもへの性虐待は、倫理的に許されない行為であると同時に、日本の法律上、犯罪にあたります。日本で適用される法律は、刑法 176 条（強制わいせつ）、同 177 条（強制性交等）、同 178 条（準強制わいせつ及び準強制性交等）、同 178 条の 2（監護者わいせつ及び監護者性交等）、同 179 条（監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪）があります。なお、強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除し、非親告罪としました。また、経過措置として、改正法により強姦罪等の性犯罪を非親告罪化するに際して、改正法の施行前にした行為についても、改正法の施行後は、施行時において既に法律上告訴がされることがなくなっているものを除き、非親告罪として扱うものとされます（2017 年刑法改正）。

また、「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、各都道府県・政令市レベルで制定される条例が適用されます。民事上は、民法第 709 条で不法行為（損害賠償）が問われます。

教会の規定では、18 歳未満の未成年者への聖職者による性虐待は、教理省の非常に深刻な犯罪（*delicta graviora*）のリストに含まれており、さらに児童ポルノグラフィの取得、所持、もしくは配布も犯罪であるとみなされています。とくに 14 歳未満の児童を対象としている場合、深刻な犯罪です。

### P5 IV. 被害者からの訴えがあった場合の対応

「1. 司教としての対応」を以下の通り一部改定。(P5-24行目から27行目まで)

#### 1. 司教としての対応

聖職者の子どもへの性虐待という犯罪に対処する責任は、まず、当該教区司教にあります<sup>7</sup>。当該教区とは、訴えられた聖職者が居住または実際に働いている教区を指します。

司教は、信者の共通善を保障し、とりわけ子どもと若者を守るという重要な責任の一環として、性虐待を受けた被害者の傷を思い、真実を見極めて謝罪し、信頼を回復するために誠心誠意、責任をもって対応しなければなりません。

なお、当該教区内のカトリックの施設、教育機関等で修道会・宣教会の司祭・修道者が加害を起こした場合の第一義的責任は、その長上にあります。この場合、当該教区司教は、施設、教育機関の責任者ならびに修道会・宣教会の総長、管区長から報告を受け、連携して被害者の救済ならびに問題解決に努めます。

脚注 7 として以下を追加

被害者より訴えがなされた時点で、被害者または加害を起こしたとされる聖職者の所在が事件当時の教区と異なる場合は、双方の教区が当該教区となります。双方の教区司教は連携して被害者の救済ならびに問題解決に努めます。

### P7 IV. 被害者からの訴えがあった場合の対応

「2. 教区対応委員会」を追加。

「2. 調査委員会（第三者機関）」を「3. 第三者調査委員会」に変更。

「3. 告訴」を「4. 告訴」に変更。

P7 IV. 被害者からの訴えがあった場合の対応

「2. 教区対応委員会」として、以下を追加。

2. 教区対応委員会

教区対応委員会は、教区に入った相談や訴えを人権の視点を以て問題解決へ導く司教の直属機関である。

①役割・任務

(ア) 相談や訴えの受付窓口

(イ) 被害者のサポートとその調整

(ウ) 教区内での「性虐待被害者のための祈りと償いの日」の企画推進、性暴力に関する啓発活動

②構成

(ア) 性虐待や性暴力の研修を受け、基本的な知識を備えている信徒、修道者、司祭。

(イ) 構成員のジェンダーバランスに配慮する。

③対応・姿勢

(ア) 相談窓口での事例対応についての支援、対応検討を行う。

(イ) 対応検討によって必要と判断された対応、調査の依頼、相談者のための救済活動の要請を行う。

(ウ) 対応事例について分析検証を行う。

(エ) 教区司教に対して事例および組織のあり方についての対策提言を行う。

(オ) 課題改善のための教区における啓発活動企画と開催を行う。

(カ) 原則的には教区内の相談を受け付けることとし、他教区からの相談が入った場合には、被害者の意向を尊重しながら、当該教区での問題解決に導く。

P7 IV. 被害者から訴えがあった場合の対応

「3. 第三者調査委員会」を以下の通り改定。

3. 第三者調査委員会

訴えられた聖職者（以降、当該聖職者と記す）が否認した場合にのみ、司教により招集され、報告書の提出を以て解散する。なお、不服申し立てがあった場合は、最終報告書の提出を以て解散とする。

① 役割・任務

(ア) 被害者および当該聖職者の聴き取り調査を通して、被害者側の申告内容の信憑性を判断する。

(イ) 調査結果ならびに訴えに対処するための具体的な方策を報告書にまとめ、司教に提出する。

(ウ) 調査結果を被害者および当該聖職者に通知する。

(エ) 調査結果について、双方からの不服申し立てがあり、必要と判断された場合には、一回に限り認め、再度審査する。不服申し立ては調査結果通知後 2 週間以内を期限とする。その結果を第三者調査委員会の最終報告とし、同様に被害者および当該聖職者にも通知する。

② 調査の原則

(ア) 事件の調査は、プライバシーの原則と関係者の名誉を尊重して行う。

(イ) 当該聖職者への聴き取りは、司教・司祭以外の者が行う。

③ 構成員の人選

問題が発覚してからではなく、予め、次の要件を満たす候補者を人選しておく。

(ア) 当該教区および修道会に雇用されていない人

(イ) 当該聖職者と利害関係のない人

(ウ) きわめて高潔で性虐待・性暴力の知識を持ち、事例に応じた適切な判断を下せる人

④ 対応・姿勢

(ア) 被害者の立場に立つという基本を大切にする。

(イ) 人権への配慮を十分にしなければならない。

(ウ) 被害者の訴えに忍耐をもって率直に耳を傾ける。

(エ) 子どもへの聴き取りは、専門家または RIFCR などの専門的な研修を受けた人が行う。